

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から同年6月まで
② 昭和48年2月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

両親から、「国民年金は将来の生活に大切である。」と言われていたことから、会社を辞めた後の昭和48年1月末か2月ごろ、社会保険事務所かA市役所で国民年金の加入手続をした。その時に2か月の未納があることがわかったので、納付書を作成してもらい信用金庫で納付した。

私自身が保険料を納付したのは、婚姻前後の申立期間①のみと記憶しており、申立期間②は、当時、同居していた義母が家族の分と一緒に納付していたと思う。このため、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、会社を辞めた後の昭和48年1月末か2月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った際に2か月分の保険料の未納（昭和47年5月及び同年6月）があることが判明したので、この2か月分の納付書を作成してもらい、自ら信用金庫で納付したと主張しているが、申立人の47年7月から48年1月までの厚生年金保険の加入記録は、平成19年11月に追加訂正されたことが確認できるため、申立人が加入手続を行ったとする時点では、両申立期間を含む昭和44年6月から48年12月までの期間は一連の未納期間であったと推認できることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、両申立期間を含む昭和44年6月から48年3月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人の保険料を家族の分と一緒に納付していたとするその義母は、自身の保険料はおおむね納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月から49年4月ごろまでの間に払い出されていることが推認できることから、この時点では、申立期間②のうち、48年4月から同年12月までの保険料については現年度納付が可能であり、事実、49年1月から同年3月までの保険料が納付されていることを考慮すると、現年度納付が可能な48年4月から同年12月までの保険料を納付意識の高い申立人の義母が納付していたと考えても不自然ではない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和63年10月から平成元年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が、A市（現在は、B市）に理容美容専門学校の学生として居住していた当時、近隣に居住していた伯母から「国民年金は重要である。」との説明を受け、A市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続をした。

申立期間の保険料は、当時は実家からの仕送り収入しかなかったもので、伯母から2回にわたり保険料相当額の計約4万5,000円を借りてA市役所に2回で納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

なお、平成3年5月ごろに、昭和64年1月から平成元年3月の保険料を過年度納付（後に還付）したが、今から考えるとこの期間の保険料は二重納付であったものと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び申請免除期間（2年間）を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、比較的納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、近隣に居住するその伯母から国民年金の加入を勧められ、当時のA市役所で加入手続を行ったとしているところ、事実、A市の国民年金手帳払出簿の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年10月にA市で払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間の保険料を国民年金の加入を勧めたその伯母から2回にわたり計約4万5,000円を借りて保険料を納付したとしているところ、その伯母も確かに申立人に貸した記憶

があると証言しており、納付金額も当時の保険料額とほぼ一致していることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、社会保険庁の記録により、申立期間のうち、昭和64年1月から平成元年3月までの保険料が時効期間納付を理由に3年12月に還付されていることが確認でき、当該期間の保険料については、申立人の主張どおり、二重納付されていたものと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の申請免除期間における追納の事実は確認できなかったとの回答を受け取った。

私が申請免除を受けていた申立期間の国民年金保険料は、昭和44年ごろ、長女に追納を依頼し、長女はボーナスで2回に分けて追納したと言っている。

このため、申立期間が申請免除期間のまま、納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその長女は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人及びその長女の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の国民年金保険料を追納したとする申立人の長女は、「当時のA町役場の女性職員から、早く納めないとなめられなくなると言われ、『国庫金』と書いてある納付書によりボーナスで2回に分けて追納した。」と証言するなど、追納時の状況を具体的かつ鮮明に記憶しており、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人は、申請免除期間である昭和41年7月から44年3月までの保険料を追納していることが確認できることから、納付意識の高い申立人及びその長女が、同期間の保険料とともに申立期間の保険料を追納したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正するとともに、A社C支店の資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで

「ねんきん特別便」がきて、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。私は、A社B事業所からA社C支店に転勤しただけなので、空白期間があることは考えられない。

厚生年金保険に継続して加入しているはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る事業主の退職証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同社B事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和50年3月25日の資格喪失時の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、自ら保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、資格喪失日を昭和50年3月25日として届け出たことが確認できることから、社会保

険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に、A社C支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を2万6,000円とし、同年7月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは、昭和38年6月については履行していないと認められ、同年7月については明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和38年7月1日から同年8月1日まで

「ねんきん特別便」を見て厚生年金保険の記録が欠落していることが判明した。

私は、A社に昭和33年9月から平成7年3月まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録ではなぜか昭和38年6月30日から同年8月1日まで厚生年金保険に加入していない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、国民健康保険組合の回答並びにA社から提出のあった傭員採用通知、勤務決定通知及び退職手当・期末手当等計算書から判断すると、申立期間①及び②について申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年7月1日に同社B出張所から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B所における社会保険事務所の昭和38年6月の資格喪失時の記録から2万6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における同年8月の

資格取得時の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の社会保険及び給与関係書類が残存していないことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間②について、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和32年6月18日に、資格喪失日を34年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月18日から34年4月30日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間における厚生年金保険の記録が無い旨の回答を受け取った。

昭和32年6月18日にA社へ入社し、34年4月30日まで勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に業務内容等にも変更無く継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚は、社会保険事務所の記録から、申立期間において、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言している当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録による厚生年金保険被保険者数がおおむね一致していることから、同社においては正社員や臨時職員の区別無く、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A社において同年齢で同じ業務に従事し、同様の経験を有していた同僚の記録から、8,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事情を証言できる役員等も見当たらないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届等も提出されていると思われ、いずれの機会においても社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年6月から34年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 43 年 10 月 19 日まで
平成 18 年 9 月ごろに社会保険事務所で年金記録を確認した際、A社に勤務した時の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことになることを初めて知った。

結婚当時は配偶者の年収が 300 万円程度あり、脱退手当金を受給しなければならぬような経済状況ではなかった。また、A社を退職してから 1 年以上も経過して手続きを行った覚えは無く、脱退手当金は受給していないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 1 年 5 か月後の昭和 45 年 3 月 30 日に支給決定されたこととなっている上、申立人と同時期に入社し退職時期も近接している受給資格のある女性の元同僚 17 人のうち、脱退手当金の支給記録のある者は 2 人と少ないことから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は厚生年金保険被保険者資格喪失日の翌月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、その後に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和20年9月1日から21年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月1日）及び資格取得日（昭和21年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年4月1日まで
② 昭和22年4月3日から23年6月20日まで
③ 昭和25年3月1日から26年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入について照会したところ、すべての申立期間について、加入した事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間①について、私は昭和19年10月1日にA社に入社し、22年3月25日まで勤務していたが、20年9月1日から21年4月1日までが未加入期間となっている。

申立期間②及び③について、私がB社に入社したのは昭和22年4月3日であるが、同年4月3日から23年6月20日までと25年3月1日から26年10月1日までが未加入期間となっている。

申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和20年9月及び同年10月分の給与明細書は無いが、当該期間の前後の給与明細書から判断すると、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における給与明細書の厚生年金保険料控除額から110円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から21年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、昭和43年11月23日付けの商工会議所の永年勤続表彰状(20年勤続)及び同僚の証言から、申立人が23年以前から継続してB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、申立期間②及び③に係る資料が無いことため厚生年金保険料の控除等について不明と回答している上、当時の事業主は既に他界しているため、厚生年金保険料の控除及び勤務実態について関連資料等を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間②及び③における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から56年3月までの期間、60年1月から61年3月までの期間及び平成2年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から56年3月まで
② 昭和60年1月から61年3月まで
③ 平成2年7月から同年11月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納であるとの回答を受け取ったが、納得がいかない。

申立期間①については、同居の母が、学生の私に代わって国民年金保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②及び③については、免除申請していたが、結婚を契機に免除期間の保険料を全部追加納付するとして、平成3年4月ごろA市役所又はB社会保険事務所で全額納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が自身の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母の記憶も曖昧なため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月29日から同年7月2日までの間に払い出されたと推認でき、この時点では、申立期間のうち、ほぼ半分の期間が時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人には国民年金保険料をまとめて納付した記憶が無いなど、過年度納付又は特例納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事

情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、自身でA市役所窓口又はB社会保険事務所において、追納分の保険料を納付したとしているが、追納手続の場所、保険料の納付場所及び納付金額について、申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人は、平成3年4月ごろ市役所又は社会保険事務所の窓口において、申立期間②及び③に係る追納分の保険料をまとめて納付したとしているが、社会保険庁の記録により、申立期間③の申請免除期間（平成2年7月から同年11月まで）は、平成3年4月26日付けで記録訂正が行われたことが確認でき、社会保険事務局は、記録訂正後の期間の追納に係る納付書の発行には、1か月ないし2か月の期間を要すると回答していることを考慮すると、同年4月時点では、申立人の主張する方法では、保険料を追納することができなかったものと推認できる。

3 各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和44年11月から49年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったときに祖父が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料を納めてくれていたはずであり、祖父は几帳面な性格だったので保険料の納付をしていなかったとは考えられない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその祖父は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日（昭和49年3月）時点では、申立期間のうち、昭和46年12月以前は時効により保険料を納付することができず、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の保険料を納付したとするその祖父から保険料をさかのぼって一括納付したという話を聞いたことはないとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から53年5月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

会社を辞めたばかりのころなので、はっきり覚えていないが、当時国民年金のことはすべて母に任せていた。そのころは調理師になろうと働いていて、給料の一部を母に渡して、国民年金の保険料を自宅に集金に来ていた自治会の人に納めてもらっていたと思う。

母が昭和57年に他界し、遺品を整理していたら、自治会の人が置いていった国民年金の領収書がたくさん出てきたが、その時に廃棄してしまった。証明はできないが、母が保険料を納めてくれたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月16日を資格取得日として同年7月に払い出されていることが確認でき、申立期間は厚生年金保険加入期間の後の未加入期間とされている上、当時、その配偶者は、厚生年金保険被保険者であったため、申立人は国民年金の任意未加入者であったものと考えられ、制度上、資格取得日よりさかのぼっての保険料の納付はできなかったものと推認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月及び45年6月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月
② 昭和45年6月から46年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和44年1月及び45年6月から46年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、時期はいつごろか分からないが、父がA町役場(現在は、B市役所C庁舎)でしてくれたと思う。

申立期間①の保険料は、私か父のどちらかが町役場で納めたと思う。申立期間②の保険料も私か父のどちらかが何度か町役場へ行き現金で納めた記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父は、既に他界しているため国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立人又はその父のいずれかが町役場に行って1か月分の保険料を納付したと主張しているが、申立期間①及び②の未納期間は、申立人の厚生年金保険の加入記録との統合による記録訂正が行われた平成17年9月の時点で初めて確定したものであり、国民年金手帳記号番号の払出しの時点(昭和48年4月ごろ)では、昭和43年8月から46年3月までの期間は一連の未加入期間であったと考えられることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期(昭

和 48 年 4 月ごろ) の時点では、時効により保険料を納付することができない。

また、社会保険事務所の記録により、同期間直後の昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料が過年度納付されたことが確認できるものの、この時点は特例納付実施期間内ではない上、申立人は、自身で保険料を特例納付した記憶は無いとするなど、特例納付を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 24 日から 42 年 9 月 25 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、個人で製造の事業をしていたA氏に雇われ、申立期間に勤務した。この間、会社名は不明であるが、同氏の実家が経営する販売店で厚生年金保険に加入していたはずなので、給料明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より先に当該事業所に勤務していたとするその姉の証言から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所の従業員は3人ないし4人であったとしていることから、当該事業所は厚生年金保険適用事業所の要件を満たしていないと考えられる上、社会保険庁及び社会保険事務所の記録において、A氏が事業主である厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人の姉は、事業主のA氏は既に他界していると証言している上、申立人が記憶している事業主の家族及び同僚も所在が不明であり証言を得ることができないことから、申立人の当該事業所における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、A氏の実家が経営する販売店で厚生年金保険に加入していたと主張しているが、その事業所の名称及び事業主名を記憶しておらず、社会保険庁の記録により同氏の実家の所在地等から申立期間において当該事業所である可能性のある厚生年金保険適用事業所についてすべて調査をしたものの、いずれの事業所においても申立人の厚生年金保険の加入記録は見当たら

ない。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A病院に勤務した厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、平成 6 年 4 月 1 日が被保険者記録から欠落していた。

A病院には、平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで勤務したので、同病院での厚生年金保険加入期間は同年 4 月 1 日までであると思う。欠落している平成 6 年 3 月についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保有する人事記録及び辞令から、申立人が当該事業所に勤務した期間については、平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 30 日までの期間であることが確認できる。

また、A病院から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）により、申立人の資格喪失年月日は、平成 6 年 3 月 31 日であることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料の控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月 14 日から 59 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間①については市立A小学校に、産休代替教諭として勤務し、申立期間②について市立B小学校に、病休代替教諭として勤務した。

このため、両申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、C教育庁教育局の人事記録及び申立人保管の辞令から、申立人が市立A小学校及び市立B小学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①及び②当時、申立人は配偶者の健康保険の被扶養者となっている上、申立人は昭和 58 年 8 月 31 日から国民年金に加入し、その後の保険料も納付していたとしている。

また、申立人は、申立期間において臨時的任用教職員であったが、昭和 63 年 7 月 4 日付けのC教育委員会教育長名の「臨時的任用教職員の社会保険の取扱い（通知）」によると、臨時的任用教職員の社会保険の適用については、同年 4 月 1 日から適用する旨の記述があることから、申立人は申立期間①及び②当時においては厚生年金保険の適用の対象ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料の給与からの控除に係る具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 5 日から 37 年 4 月 15 日まで

A地のB社に昭和35年11月から38年4月ごろまでの三冬期間出稼ぎに行っていたが、社会保険庁からの「ねんきん特別便」を見たところ、上記期間のうち、36年11月5日から37年4月15日までの一冬期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないので、調査をして厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に申立人と一緒に出稼ぎに行った同僚二人の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の同僚二人は、申立人と同様に昭和35年から38年まで、毎冬、B社に勤務していたと証言しているものの、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に申立期間について厚生年金保険被保険者であることが確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人が最初に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和35年11月9日から2回目に資格を取得した37年11月12日までの間（申立期間を含む。）において健康保険の整理番号に欠落は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、事業主が保管していた健保・年金被保険者名簿において、昭和36年4月1日から37年4月1日までの期間内に申立人の名前は記載されていない上、事業主は申立期間における保険料控除の有無及び申立てどおりの資格の取得及び喪失に係る届出の有無等について不明と回答しているため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 15 日から 40 年 3 月 16 日まで

私は、申立期間の4年間、A社の経理会計課に勤務していた。年金の裁定請求手続のため社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みであるとの回答を受け取った。

しかし、当時の私は、脱退手当金の制度があることすら知らず、脱退手当金は絶対に受け取っていないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和40年11月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係る申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別の番号が払い出されたものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 8 月まで
③ 昭和 53 年 8 月から 56 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入について照会したところ、すべての申立期間において加入した事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間①について、私は昭和 50 年 7 月ごろ飲食店「A」に入社し、51 年 6 月ごろまで勤務した。

申立期間②について、私は昭和 51 年 7 月ごろレストラン「B」に入社し、52 年 8 月ごろまで勤務した。

申立期間③について、私は昭和 53 年 8 月ごろレストラン「C」に入社し、57 年 9 月 20 日まで勤務した。入社から昭和 56 年 4 月 1 日まで厚生年金保険に未加入となっている。

申立期間④について、私は昭和 57 年 10 月ごろレストラン「D」に入社し、58 年 6 月ごろまで勤務した。

上記の申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤務していたとする飲食店「A」の事業所名及びその所在地を記憶しておらず、事業主及び同僚についての記憶も無いことから、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していた事実を確認することができない。

また、社会保険庁の記録において、「A」は厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、商業登記簿においてもその存在を確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、勤務していたとするレストラン「B」の事業所名及びその所在地を記憶しておらず、事業主についての記憶も無いことから、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していた事実を確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、社会保険庁の記録では、申立期間②において厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録において、「B」は厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、商業登記簿においてもその存在を確認できない。

3 申立期間③について、同僚の証言により、申立人が申立期間においてレストラン「C」に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の社会保険事務の担当者は申立人を記憶しておらず、また、「C」を運営していたE社は既に解散し、当時の代表者の所在も不明であることから、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するE社に係る被保険者名簿には、申立期間③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録（資格取得日は昭和56年4月1日、離職日は57年9月20日）は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

4 申立期間④について、当時の事業主の妻が保管していた出勤簿及び同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和57年12月18日から58年3月31日までの間、レストラン「D」に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時、社会保険事務を担当していた事業主の妻は、「当時、3か月強の見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入させなかった。」と証言しており、事実、当該出勤簿により、申立人の勤務期間は見習期間であることが確認できる上、他の同僚も3か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

5 申立人は、いずれの申立期間についても厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 24 日から 32 年 11 月 4 日まで
ねんきん特別便が平成 20 年 4 月に届き、昔の職歴が抜けていたので社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給されているとの回答であったが、脱退手当金はもらった記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務したA社B支店における脱退手当金の女性の受給資格者6人のうち4人について脱退手当金の支給記録があり、いずれも厚生年金保険資格喪失後7か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立人と同時期に退職し脱退手当金の受給記録がある女性の一人は、当時は結婚退職した女性は皆脱退手当金を請求していたと聞いていると証言していることや、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁の保管する厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和32年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 31 日から 52 年 3 月 21 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 51 年 8 月 31 日から 52 年 3 月 21 日までの期間について、厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を受け取った。

給与から社会保険の保険料も控除されていたはずであり、当該期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間を含む昭和 48 年 11 月 21 日から 52 年 3 月 20 日までの期間において、継続してA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、A社は、昭和 51 年 8 月 31 日に休業を理由として厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、申立人と同時期にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚二人は、同社から、「厚生年金保険料の負担が大変なので、昭和 51 年 8 月 31 日で厚生年金保険から脱退する。9月から国民年金に入るように」と説明を受けたと証言している。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月1日から20年8月26日まで
② 昭和20年8月26日から32年10月10日まで

申立期間①について、学徒動員としてA社で働いた期間について、社会保険事務所に照会したところ、学徒動員は厚生年金保険の対象外であるとの回答を受け取ったが納得がいかない。

申立期間②について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入について照会したところ、申立期間において加入した事実が確認できないとの回答を受け取った。私は、昭和20年8月26日にB社に事務員として入社し、62年3月31日に退職するまで勤務していた。

このため、申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿及び同級生（同僚）の証言から、申立人が申立期間①において勤労働員学徒として勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①のうち昭和20年3月28日に高等女学校を卒業した後の期間については、同校の90周年記念誌により卒業生も「専攻科」入学生扱いとして派遣されていたことが確認できることから、すべての期間について申立人は勤労働員学徒として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

さらに、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和 19 年 5 月 22 日付け保発第 334 号）により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いとなっており、上記名簿の記載のとおり、申立人が健康保険のみに加入し、労働者年金保険には加入していなかったものと認められる。

- 2 申立期間②について、昭和 43 年 11 月 23 日付けの商工会議所の永年勤続表彰状（20 年勤続）及び同僚の証言から、申立人が 23 年以前から継続して B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社は、申立期間②に係る資料が無いことため厚生年金保険料の控除等について不明と回答している上、当時の事業主は既に他界しているため、厚生年金保険料の控除及び勤務実態について関連資料等を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する B 社の被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことから申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、雇用保険の資格取得日も厚生年金保険の記録と同様に昭和 32 年 10 月 10 日と確認できる。

さらに、申立人は申立期間②における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 以上のほか、申立人のすべての申立期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

平成 3 年 2 月から 9 年 5 月までの期間、A 社で正社員として勤務した。3 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 1 日までの期間、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していたが、この期間に係る標準報酬月額が 8 万円から 9 万 2,000 円となっている。当該期間については、固定給で 20 万円の支給を受けていたはずなので、本来の給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る社会保険庁の記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 3 年 4 月 1 日より後の日付である同年 7 月 25 日に、同社における申立人の標準報酬月額を、申立期間において 20 万円であったものを、3 年 4 月から 6 年 10 月までを 8 万円とし、同年 11 月から 7 年 3 月までを 9 万 2,000 円とする遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の監査役であったことが確認できる。

また、申立人は、A 社の監査役兼総務として、社会保険の事務について権限を有していたと証言している上、申立てに係る遡及訂正処理の届出について、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から、申立人ほか同社の取締役等の標準報酬月額をさかのぼって引き下げること、保険料の滞納を解消する旨の指導を受け、これに申立人が同意して行ったものであると主張している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務について権限を有していた申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理

が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 25 日から 34 年 1 月 21 日まで

ねんきん特別便が送付された時に、脱退手当金が支給された記録があることを知ったが、A社と一緒に勤務した知人は、その期間の厚生年金保険被保険者記録が有り年金を受給しているのに、私だけ脱退手当金として支給されているため年金としてもらえないのは不公平だと思い申し立てた。

A社を退職する時に、会社から 60 歳になるとお金がもらえると言われ、名刺くらいの紙を渡された。もらった紙は失くしてしまっただが、脱退手当金をもらった記憶は無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁保管の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る被保険者名簿における申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている脱退手当金の受給資格者 32 人に係る脱退手当金の支給記録を確認したところ、26 人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該事業所は、「当時の弊社の慣例として、在籍 10 年未満の退職者には脱退手当金が支給されていたと聞いている。」と回答していることや、申立人の脱退手当金が支給された当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。